

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号  
株式会社アンビスホールディングス  
代表取締役 CEO 柴原慶一

## 第6回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第6回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

### 記

#### 報告事項

1. 第6期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果の内容を報告いたしました。
2. 第6期（2021年10月1日から2022年9月30日まで）計算書類の内容報告の件  
本件は、計算書類の内容を報告いたしました。

#### 決議事項

##### 第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は、1株につき金6円と決定いたしました。

##### 第2号議案 取締役5名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、取締役として、柴原慶一、中川徹哉、山口真吾、牛込伸隆、山田剛史の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、牛込伸隆氏、山田剛史氏は社外取締役であります。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、監査役として、荒井亮二、松尾信吉、菅原貴弘の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、荒井亮二氏、松尾信吉氏、菅原貴弘氏は社外監査役であります。

### 第4号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の理由およびその内容は、次のとおりであります。

#### (1) 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともにこれらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

## (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにより従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1. 変更後定款第14条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>2. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第5号議案 資本金の額の減少(減資)の件

本件は、原案どおり承認可決され、資本金を5,816,337,900円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替えることといたしました。なお、資本金の額の減少が効力を生じる日は、2023年1月31日を予定しております。

以上

おって本定時株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に柴原慶一氏が選定され、就任いたしました。